第１６回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会　議事録

【日時】2019年3月26日（火）15：00～17：00

【会場】OMM　２階　２０４・２０５

【出席委員】

泉本　徳秀 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

岩田　三千子 摂南大学　理工学部　住環境デザイン学科　教授

大竹　浩司 公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

岡本　厚 大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　理事長

古株　徹 日本チェーンストア協会関西支部　事務局次長

小尾　隆一 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

田中　直人 島根大学　客員教授

田中　米男 一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

松中　亮治 京都大学大学院　工学研究科　准教授

宮林　幸子 一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

矢野　等 一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　会長

山本　尚子 公益社団法人　大阪府建築士会　委員

湯浅　桂輔 一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　副会長

吉田　勝彦 一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

〇ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の推進について（府より資料１を説明）

〇部会長

どうもありがとうございました。これまで部会でずいぶんと時間をかけて議論してきた内容ですけども、その部会での議論、意見だけじゃなくていろんな関係者に対するヒアリング。特に当事者の方とか、事業者の方あるいは国の基準とかですね、他の基準の状況について調べていただきましてご説明いただきました。大きく論点三つ提示されてるんですけども一遍にやってもいいんですが順番に分けてやりましょうか。それでは三つのうちの一番目ですが、まず基本的な話になってきますがホテルとか旅館のバリアフリー化についてどう考えるかと。この考え方必要性についての議論をしたいと思いますので、まず質問とかご意見、何でも結構ですけれども、ありましたら挙手をしてお名前言って発言をお願いします。いかがでしょうか。

〇委員

基本的なっていうかその前提となるような質問なんですけれども、今回は前の部会からもずっとでてます、このバリアフリー化の推進っていうのは東京の方では基準を作ったっていうことなんですが、大阪でもそれを作るということなのか、ここでの意見を参考に作るかどうかを決めていくという場なのか。ここでの意見が一体どういう位置づけになるのかっていうのも改めてお答えいただきたいというのが一つです。その上で、質問と意見と言わせていただきますといろんなところでヒアリングがされたということが書かれてるんですが、部会というのは部会での発言っていうのがわかるんですけれどもそれ以外のヒアリング、ホテルであるとか、メーカーのヒアリング、設計事業者のヒアリング、それから当事者の方のヒアリングっていうのが出てきたと思うんですが、だいたいいつ頃どういうとこでやったのかっていうことを簡単にでいいので説明していただけたらと思います。それから、3ページ目の一番下のところですけれども、シャワールームの設置も増えてきてて、現在、現状のユニットでは扉幅が70センチ以上の製品がない。これはたしかメーカーにヒアリングっていうのは僕も同席させていただいたときなのかなっていう気がするんですが、この現状のユニットで扉70センチっていうのはシャワールームに関しての単独のときの扉の幅のことだったのかなっていうふうに思ってるんですが、その辺のことも教えていただけたらと思います。さらにそのときには、参考資料3の15ページのところで利用検証したユニットバスルームっていうので、場所がＴＯＴＯさんのところとか出てるんですけれども、このときに質問としてもっと大きい扉幅のものはないのかっていうふうな質問したときに、メーカーさんとしては今のところカタログには載っていないんだけどやはりあると。ただ扉の材質が変わるのでしていないというふうなことも発言としてあったと思うんですが、せっかくこういう場にはいろんな学識の方とか設計事務所の方とかも来ておられるので、その辺の試験的っていうか一応カタログには載ってないですが、全然ないっていうことではないと思うんで、そういったより使いやすいものもあるという情報ですね、どっかでまとめて提示していただけたらと思います。最後に意見なんですけれども、やはり一定の基準をしていろんな人が使えるようなものにしていくのが大切じゃないかというふうに思います。今回この（1）のところのヒアリングや意見というのは、ややネガティブに捉えるんではないかというふうな、難しいんではないかとかいうようなことが書かれたりするなと思うんですが、難しいかではなくて、やっぱり具体的にどうすれば障がい者それからそれ以外にもいろいろな支援がいる人がホテルを利用していけるようになるのかというふうな観点でのヒアリングというか意見をもとに検討していかないといけないのではないかというように思います。もう一回言いますと基準がやっぱり僕は必要だと思いますんで、その内容をどうしていくかっていうふうな形での話し合いがされることを望んでいます。以上です。

〇部会長

たくさんいただきました。まず基本的に今回の議論といいますか作業についての着地点をどうするかということが大きい問題かと思います。要はこういうタイプ、こういう考え方はいろいろあるんだけど、大阪府の条例あるいは大阪府のまちづくりとしてどう考えていくのか。動機としましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等あるいは最近の外国人の観光客が増えてきたという社会背景があると思うんですが、これまで別に宿泊施設をネガティブに捉えていたわけじゃなくて、議論し条例の中でもあると思うんですね。その中であえてこういった議論を今やっている目的というか、その着地点はどこに置くべきなのか、そういう話があると思うんです。その一つの考え方は今は当事者の方をターゲットに考えておりますけれども、もっと一般の方にとっても使いやすくて魅力的な宿泊空間が実現すると、これが一つの着地点かと思うんですけども。その間に入ってですね、どのようなものをどれぐらい作るのかという議論がまだまだされていない。これについてたくさんのご意見とか、あるいは事例とか考え方を事務局でまとめていただいたということだと思うんですね。だから設計者だけが独自による話ではなくて、多分メーカーさんの現在の状況ですね。一般仕様としてどこまでできてるのか、あるいは今後どこまで開発する意図、方向があるのか。このあたりの情報も大事かなと思います。だからそれも含めてちょっと議論したいんですが、基本的な考え方について事務局の方でこう考えているということがありましたらご紹介いただきたいんですけどいかがでしょうか。

〇事務局

ありがとうございます。大阪府といたしましては、今、ホテルについては車いす使用者用の客室についてのみ法令と条例に基づいて基準を設けて規定しているという状況でございます。部会長の方からもご意見いただいた通りですね背景としまして、東京のオリンピック、大阪の場合は万博が開催されるとまた観光客も増えてきて高齢者の数も増えてその中で障がい者の方もいらっしゃるという中で、一般客室についてもやはり一定、より多くの利用者にとって使いやすい方向で考えていくべきだろうと考えてはおります。その中で論点の最初のところで申し上げたと思うんですが、一般客室を利用できる人をどのように想定していくかと。一般客室についても先ほどバジェット系ホテルと申し上げましたけど狭い数十平米前後ぐらいの部屋から、それ以上の20平米とかそもそも大きい部屋とかございまして、そういった全ての部屋に対して誰もが利用しやすいというような形で基準を考えていくべきなのか、それともそういったものに合わせた形で一般客室を利用する人をどこまで想定するか、どこまで車いす使用者が一般客室を利用できるかというような想定をどういうふうに考えていくのかというようなところをご意見としていただければなと思っておるところです。必要性につきましては、一般客室についてもそういったバリアフリー化を一定進めていくべきではないかというのが府の考えでございます。

〇委員

ありがとうございました。バリアフリー化を進めていくという方向で考えてるっていうことですよね。

〇事務局

そうですね。ただ中身をどのようにやって進めていくのかっていうところが、まだ我々事務局だけではまとめきれないところもございまして、こういった部会の方からいろいろご意見を頂戴した中で、どういうふうに進めていったらいいかっていうところをご意見としていただきたいなと思っている次第でございます。

〇部会長

ありがとうございます。関連して質問ご意見ありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。先ほどのご発言の中に車いすの方を中心にというお話がありましたけど説明の中でも聴覚の方とか視覚の方にとっても良くなるよっていう話ありましたね。スペースが広くなってこういうユニバーサルに繋がるような観点をもっともっと入れていくという形も考えられるんですけども、そのあたりいかがでしょう。

〇事務局

今、部会長の方からありました、車いすの方だけではなくて他の障がいの方もというところでございますが、それについても今のところ府としてこういうふうにということは考えてなくてですね、一定条例のガイドラインの中ではいろいろそういった車いす使用者だけではなくて、聴覚障がい者の方ですとかその他の障がい者の方についての配慮事項という形で書かさせていただいているところでございます。それをどこまでどうしていくのかっていうところは、ご意見としていただきたいと考えているところでございます。

〇事務局

私から少し補足させていただきます。参考資料１の7ページでございますけれども、福祉のまちづくり条例の一般客室の規定というのがございますが、ここには一応望ましいものが全て入っておるということで、例えば部屋の図面を浮き彫りにするとか点字にするとかということですね。そういう視覚障がい者の方とかにも配慮したりするとかですね。字幕放送のテレビをするとかいうようなことで聴覚障がい者の方にも配慮するというようなものも書いておるんですけども、この中からどこまで具体的に義務化するかとかも望ましい基準で置いておくか、そこら辺はいろいろと論点のところにもございますけれども、現実的な対応というふうなことでですね、そういうようなことも考えながら検討していく必要があるかなというふうに思っておりまして部会の委員の方々のご意見を頂戴できたらなと思っております。以上です。

〇事務局

先ほど私の説明もあったんですけど、資料の2ページ目のところで、ホテル事業者の方なんですけど、これでいくと上から四つ目のところですね。全ての一般客室にバリアフリー基準を適用することが疑問だということであまりそういった方が使われてないので、一定割合的にかけていったらどうかというようなご意見いただいておりまして、国の建築設計標準の改正をするときに検討会をやられておりまして、これは終了してるんですけどそのときの委員として参画をさせていただいたんですけど、その時当事者の団体さんの方からもご意見としてありまして一般客室をバリアフリー化していくっていうのを国の方は設計標準ですので、基準ではなくて望ましい整備という形で設計標準に書いていく中で目標値みたいなのを入れてほしいというのが当事者の委員さんからありまして、それがこういった割合ですね、10％ぐらいっていうお話もございまして、それは国の方からその数字を明記することで、それを達成してしまうとそれ以上進まない可能性もあるのでそこの明記は控えたいというようなご意見で国の方が入れなかったんですけど、10％っていうのは、障がい者の方々の割合だということでおっしゃってまして、全て一律全部かけていくのか、そういった割合的なもので基準を一般客室に求めていくのかということについても一定議論が必要なのかなと思っているところでございます。

〇部会長

今具体的に議論してる内容、理想を言えば全てやるのが理想ですよね。だけどそうはいかないから、例えば規模面積で決めたり用途で決めたりいろんなことを工夫してそれがスタンダード基準になってると思うんですけども、今議論している宿泊施設ホテルの場合に限って言っても、そういった今までやってきたようなやり方でいいんですかという議論がありますよね。例えば10％の目安が一体何なのかといったら当事者の方の割合が相似形で反映されてるんだと。それでいいのかどうかとなるとかなり実態は偏りがあったりあんまり均一に何％でやればＯＫという話ではないところがありますよね。だからそのときにどうやるのかってなると、当事者の方が使いたいというときに使えるような選択肢として社会環境を整備していくことがまず基本形かなというふうに感じるんですけど。このあたりさっきの着地点の考え方まとめ方、最終的には条例を改正してあるいはガイドラインを強化してやっていくやり方あるいは関係者に対する啓蒙的な活動を取り組んでいくとかいろいろあると思うんですけど、そのあたりの議論とセットで議論していかないと理想系の話、二番目になるんですけれども、論点としてやるのも大事なんですが具体的に現状として理想系でないときにどうするのかという、超現実的な話も加味して議論すべきじゃないかというふうに思って聞いてたんですけども、その辺り当事者の方の意見がまず基本形大事だと思うんですけど、ご意見ないですか。何でもいいから全部100％配慮して欲しいと言うだけでは通らないと思うんですけど。いかがですか。

〇委員

この議論初めてなので、違うことを言ってしまったら怖いなと思っているんですけれども。町全体のバリアフリー化については、いわゆるユニバーサルデザイン的な考え方が基本になっているという部分が結構多いと思うんです。基本的にどうしてホテル旅館に関して別のものが必要なのかなというふうに思ったりするんですね。やっぱり一般客室をいろんな方が利用できるようにするのが当たり前なんじゃないかなとまず一つ思うのと、それでも難しい人については特別なお部屋が必要なのかなっていうのはもうもちろんそれも従来から言われていることなのではないかなというふうな認識を持っていたので、そんなに細かいことをされるんだなと正直ちょっとびっくりしたというかなんていうか。私もいろんなところに出かけることはあって、一般客室でも最近は新しいとこは良くなっている。特に海外の人をターゲットにしているホテルというのは基本的に広いですしお風呂も大きいしシャワーもついていたりとか、ツインなんかだったら洗面台が二つあったりとか。あるホテルなんかではユニットでも浴室とトイレと個別になってるところとか洗面所も別にあるところとかも結構あると思うんですよね。そういうとこは割とバリアフリーになっていて通路も広くて使いやすいのかなっていうふうには思っているので、まず一般客室をどこまでするのかっていうことと、そういう車いす専用っていう言い方がいいのかどうなのかわからないんですけど、どうするのかっていうところを分けて考えた方がいいのかなっていうふうに思うのと、その他の一般客室の分でちょっと書いてあったと思うんですが、障がいのある人がどのぐらい使えるんかっていう調査がどこまでできているのかなっていうふうなことも気になったりして、例えばこれからだと高齢化。日本の中で国内の高齢化も含められたり家族で利用したりとか、結構いろんなニーズがあると思うので、多様な利用っていうのが考えられると思うし、例えば介助者が必要な場合とかもありますのでそういう場合はどうなのかなとかちょっといろんなニーズが想定できると思うけど全部が100％ってもちろん無理だとは思うんだけど、まず一般客室でどのくらい利用可能でどうしても一般では難しい人が本当にどのくらいいらっしゃるのかていうとこらへんと、ここの場では車いす用のお部屋のことだけを考えていくのかなって資料を見ててそんな気がしたのですがそれは違うんですか。

〇部会長

ありがとうございました。ユニバーサルデザインとして考える場合に、極めて基本的な基礎的なテーマだったと思います。別に宿泊施設だけに限らない話だと思うんですけど。一般がどこまでが一般なのかということなんですが、より仕様として性能としてハイレベルを目指していく。そういうものも供給して社会のリーディングモデルプロジェクトとして、水準を上げていく役目はあると思いますし、それから当事者の方として車いすの方であればどこまでやらないといけないかというそういった最小限のところからスタートして、使えるように、そういう事例を増やしていく、両方必要だと思うんですよね。そういったことで条例といいますか、今取り組んでいる議論の着地点としてはどう規定したらいいんだろうということになろうかと思うんですけども。それからもう一つはこんなに細かいところまでという話があったんですが、これは結構細かいところは効いてくるんですがその大きな理念の話と細かい話と全部一緒くたにやるのかどうかというそこも大きな議論かなと思うんですけどいかがでしょうか。

〇事務局

先ほど委員からありました発言でまだ答えられてないところを先にいきますと、ヒアリング先については参考資料の後ろの方になりますけども、13ページからですねここにご参加いただいている当事者の団体さんのご意見は団体名とどういうご意見があったかっていうのを具体的に書かせていただいております。脊損協会さんとかそれぞれ出させていただいております。ずっといきましてその後です。ホテル事業者のヒアリングということで21ページから具体的にエコノミータイプのホテルさんとかバジェットタイプのホテルさんとかのホテル名は割愛させていただいておりますけれども、それぞれどういうご意見があったかっていうのを具体的に記載しておりますので見ていただければなと思っておるところでございます。あと三つ目でおっしゃってたシャワー室の件なんですけど一応これについては委員ご指摘のとおりシャワーの単独のユニットですね。それが70センチの既製がないということです。その後仰ってたユニットで、当日の研修で言われてた75センチだけでなくて、裏で80センチがあるというのはご指摘のとおりなんで、どういう取りまとめ方をするかわかりませんが、一応その資料も我々が入手してますし、委員にもご提供させていただいたのでそこは参考資料でも言えるように工夫したいなと思ってます。次に先ほどの話で理念的な話ですね。これ先ほどの部会長からもお話あってちょっと参考になるのが先ほどの最初の説明の方にありましたように参考資料1の2ページ目にですね、国の改正案ですね。建築設計標準の改正案でどういう考え方でやってるのかっていうのと、一応東京都で今回条例改正したときにどういう考え方でやってるのかっていうのを参考資料1の2ページ目にまとめております。その建築設計標準の方にあります上の方ですね、そちらではユニバーサル先ほど委員のお話にありました高齢者とか肢体不自由者とか、妊産婦とか、けが人とか制限を受ける人、あと児童とか乳幼児とか多くの利用者にとって使いやすい一般客室まで整備頑張りましょうと。その上でこういう多くの利用者にとって使いやすい一般客室を整備することによって車いす使用者がおのおの利用特性やニーズに応じて車いす専用の客室以外の客室も選択することができますよと。さらに段差等がない客室については、情報伝達設備とか備品も貸し出しを組み合わせることによって視覚障がい者や聴覚障がい者にとっても使いやすい客室の情報提供できるということで整理されてますね、一つこういう考え方があるのかなとは思ってます。あと東京都さんは今回の条例の改正で、先ほどありました一番下にあります超高齢社会という話で先ほどご説明した一般客室でもできるだけ多くの方に利用できるようにっていう整理をされてますので、我々が検討を進めさせてやっぱりここらへんを参考にしたらどうかなと特に視覚障がい者の方とか聴覚障がい者の方は備品とかいわゆるソフト対応みたいな話がありまして、先ほどの論点の三つ目ですね情報提供をどうしていくかそういう備品とかで対応できるところもありますのでそこを広めて、それこそガイドラインとかそういうそれを条例などで規定していくのかガイドラインで示していくのかその辺の手法などもあわせてご議論いただければなと思ってます。

〇部会長

ありがとうございます。結構話があっちこっちしている感じもするんですが、基本的な考え方をどうするかということからスタートしたんですが、二番目の具体的にどういう設計内容、基準をどう規定するのかということにも大きく関わっている議論なので、そのあたりも含めましてご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

〇委員

私は旅館を営業しまして、今日のお話はほとんどホテルの仕様のお話かなというふうに思うんですけどあわせて客室に関しての議論が多いと思います。ただ旅館というのはですね、ご承知のようにいろんな段差があったりとかいうようなことで決して客室だけでなくてまず客室へ行くまでの整備をしていかないといけないというのが現状あります。ありがたいことに観光庁の方でバリアフリーに関しての補助金がかなり手厚く出していただいてるということでその補助金を使っていろんな形でバリアフリーにしていってるという旅館が多いというのが今の現状です。旅館で客室に関して言いますと、どうしても客室は畳ということで、ご承知のようにドア開けたら踏み込みがあってその次に段差があって畳が敷かれているというような構造になってまして、なかなかそこをフラットにするというのは逆に廊下を高くしてフラットにしていくというような作業が必要になってきます。廊下をかさ上げしましても、必ずどっかでスロープを作らないとその高さが確保できないということで私どもの方もちょっと大きめの宴会場を兼ねた客室ともう1室16畳ぐらいの部屋をバリアフリーといいますか、車いすのままでお入りいただくと、車いすに関しては、特性のカバーをこちらで準備しておいてそれをはめていただいて、そのまま客室に入っていただくというようなことで解消してますし、トイレに関しては経営サイドからいいますと、全てのホテルの部屋をバリアフリーというのは不可能なんで、できるだけ今は一フロアだけなんですけど、各フロアーの客室外にバリアフリーのトイレをつけていこうかなと。また1階のフロント部分の通りに関しましても、便器の数は減ったんですけどバリアフリーにできるようにスペースの広いトイレという形にしてます。ホテル旅館でいいますと、なかなか全ての客室を車いす対応にするというのは難しいので、そういう形での工夫が必要かなと。ですから決して客室内だけの問題でなくてそういう部分に関しても、これはホテルの場合はフラットになってますのであれですけど、そういう対応も必要なのかなというふうに考えます。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。伝統的建築において、バリアフリーをどうするかという大きな課題があるんですがそういう良いヒントをたくさんご紹介いただきありがとうございます。客室だけでクローズして配慮しないで、共用部分で対応することも一つの手段だというご意見だと思います。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〇委員

今基準を作ってバリアフリーに対応した客室をということを、当然これは進めていかれるべきことなんだろうなというふうに考えていますが、基準を作るといってもその基準をどう運用あるいは適用されていくのか、そこが一番重要になってくるんじゃないのかと思いました。例えば一般客室あるいは一定の割合で車いすの方も使える客室を基準化して規定すると、それを新しく建てるホテルあるいは建て直すホテルだけに適用するのか。あるいは今営業されているホテルがあるわけですが、そこにはどういうふうな措置をとっていくか。当然新しい基準をいきなりかけるというわけにはいかないでしょうから経過措置をとるのか、あるいは別途建てかえ、改装を促すような施策をとっていくのかということもあるかと思います。基準は理解できるんですけど、基準を今後どう使っていくのか、東京都さんなんかはどうされているのですか。新しいホテルだけなのか。特に大阪の場合ですと、万博が控えてるわけで、それまでにある程度のレベルに達するというのが一つ大きな目標になっているかと思いますのでその辺のスケジュール感とその基準と運用の内容ですね、これを総合的に判断、検討していく必要があるのではないかというふうに思いました。以上です。

〇部会長

ありがとうございます。新規の場合と既存の場合どういうふうに運用するかについてのご質問いただきましたが、この点いかがでしょうか。

〇事務局

どうもありがとうございます。運用につきましては例えば条例で規定をさせていただいた場合ですね基準については基本的に新築、増築、改築等が基本的に建築確認の対象になってくるものが基本的には対象になってくると考えております。既存のホテル等につきましては、遡及適用されないというのが基本的な考え方だと思っております。先ほど委員の方からもご発言がありましたけど既存のものについては観光庁さんの方でそういったバリアフリー化の補助金の方も出されておりますのでそういったご紹介等させていただいてですね今回の条例化ができれば、当然ガイドラインの方も改定していく形になろうかと思いますので、そういったものを含めてご紹介をさせていただいて、既存ホテルについてもバリアフリー化を進めていきたいと思っております。また、先ほど万博等の話も出てきたと思うんですけど推計の方もさせていただいておりまして、資料の19ページですね。19ページのところで万博が開催されたときに車いす使用者用客室は今後1％で法律が適用されて作っていくので、車いす使用者用客室がどれぐらい必要になるかという推計をさせていただいております。これでいくと不足するのが1800弱ほどの部屋が不足するだろうと、万博までの整備見込みの一般客室の推計としまして1万4000室ぐらいございますので、これをいかにどこぐらいまでバリアフリー化を目指して進めていくのかっていうところかと思っております。

〇事務局

東京都の方はですね、条例案については先ほどご説明したように資料の13ページにありまして、ここをバリアフリー法に横出しする形で一般客室について規定を設けるという形になってます。ホテル又は旅館の対象は床面積1000平米以上で、新築だけがこの規定がかかるという形なんです。表向きは言われてるんですけど一応パラリンピックとかオリンピック目指してこの規定を設けてできるだけ供給したいということと、あわせて既存ストックについてはこの基準に適合するような改修をした場合については一応補助金を出して誘導をされていると言うことを聞いてまして、今後もそれをやっていくということになっております。

〇事務局

これも補足ですけども13ページのところでですね、東京都の場合、一般客室の基準のところの後ろに括弧で書いております、和室部分は除くということで和室部分についてはやはりいろんな難しいという部分もございまして和室部分は除くということになっておりますけれども、これも大阪府の場合どうするかというのも論点かなというふうに思います。

〇委員

ご回答ありがとうございます。新築が対象ということですけども既存ストックの場合、この新築のときの基準をそのまま適用するというお考えなのでしょうか。

〇事務局

既存ストックにつきましてはですね義務規定という形では求めるのは難しいかなと思っておりますので、もし基準を定めさせていただいたら、そういった基準の方にできるだけ適用していただけるようにお願いをするというような形になろうかと思います。

〇委員

先ほど改装とかに補助金を出されるということでしたが、一点気になるのはやはり新しく作る場合と既存のものを改装、改修する場合ではかなりハードルが異なる場合があると思います。利用される方が使えるような基準にしようと思うとその基準のレベルは高くなりますし、一方で改装も含めて補助金を出してインセンティブを与えようとすると，基準のレベルが高いとインセンティブが働かないし、具体的にどのように基準を適用するかが基準の作り方にも関わってくるような気がしますので少しご検討された方がいいんじゃないのかなというふうに思いました。以上です。

〇事務局

一点だけ訂正しますと先ほど私は東京都の場合はその基準をそのまま既存ストックって言ってたんですけど一応バリアフリー改修したら、別に基準関係なくですね、一定補助金は出すっていうやり方をしてて、何か基準を設けてそこまでみんな持ってきてそれで達成しないと補助金出ないっていうわけではないっていうことでちょっと訂正させていただきます。すみませんでした。

〇部会長

今の場合基準だけじゃなくて、例えばどのようにやるかということを基準に書いていないようなこと現場の状況に合わせて新たにデザインとして提案していく。そういう意味でお金だけじゃなくてノウハウですよね。アドバイスとか、そういったソフトの対応をどうするか。大阪府下でもバリアフリーの専門家がたくさんいらっしゃいますので、そういう方のアドバイザー制度みたいなものを作ってより有効に資金とかそういったプロジェクトのチャンスを生かして、全体の数字を上げていくとそういったやり方もあるんじゃないかと思いますがいかがですか。

〇事務局

ありがとうございます。やり方としていろいろあると思いますのでそういったことも含めて考えていきたいと思います。またガイドライン等も我々作っておりますので、その中で良い事例みたいなのも含めてですねご紹介させていただいて、その改修の方法とか、そういうのもできるような形でご紹介していきたいと思っております。

〇委員

質問の一つは、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の推進についてというふうに書いてありますが、それを見ますとほとんど一般客室の改修。ただバリアフリーって言いますと、車いすの方々のバリア、障害者差別解消法でいう社会的障壁を一般的にバリアというふうに言います。バリアにはいろいろあります。聞こえない人にとっては情報のバリア、車いすの方々にとっては一つの段差がバリアになる。また障がい者それぞれによってバリアというのは違いがあります。ここで言うホテル又は旅館におけるバリアフリーというのはほとんどの場合はハード。使いやすいホテル。触って寝てのんびりするようなそういうバリアフリー。ゆっくりできるというふうなバリアフリーだと思いますが、それ以前に、基本的にはバリアフリーっていうのは一つだけでも幅広いと思います。ここに書いてあるのは寝るゆっくりする。そのためのホテルの客室。特に車いすの方々、または高齢者の足の不自由な方々、妊婦さんなどと言うふうに書いてあると思うんですけれども、これだけに絞っているということに対して心配があります。本当のバリアフリーというのは、障がい者誰もがホテルを利用できる、そして災害が起きたときには安心して避難ができるホテルということなのか。エレベーターがついている、当然必要だと思うんですけれども、聞こえない人の場合は部屋にいて隣の部屋で火災が起きた。そのときの対応どうするのか。聞こえないままで巻き込まれて火災で亡くなってしまう。それもやっぱり情報のバリアだと思うんですね。ハードというバリアいろんなものがあると思います。その中で車いすの方々、一般客室を使う場合のバリアフリーっていうことだったらこの内容はわかるんですけれども、先にお話ししたところを含めて考えないといけないと思います、そうではないとこれを見ますと、災害が起きたら、地震が起こったら、隣の部屋で火災が起こったらじゃあどうするのかっていうことがこの内容だけでは全く見えません。そのことがとても心配です。もともとの考え方は、バリアっていうのはいろいろあってその中に客室の実際に車いすが入ったときのバリアをなくしていこうっていう説明だったらこれの内容は誰が見てもわかりやすいと思うんですけれども、そのバリアフリー全体というふうに考えた場合どのように思っておられるのかそのことを教えていただきたいと思います。

〇事務局

ご意見ありがとうございます。対象の範囲ですけども、これ確かに今までの議論が車いす中心になってましたが、我々としましては先ほど申し上げた通り視覚障がい者、聴覚障がい者も含めてですね全ての障がい者にとってできるだけ、それ以外の多様な人々にとって使いやすい一般客室ってのはどうあるべきかということをこの場でご議論いただきたいと思っております。先ほどと繰り返しになりますけども聴覚障がい者、視覚障がい者についてはハード的な対応も当然ありますけども、あわせて情報みたいな話も当然ございます。例えばまだ十分議論できてないんですけど参考資料の一番最後のページに26ページ27ページに観光庁が出した、宿泊施設におけるバリアフリー情報の発信のためのマニュアルというものがございます。この中の次の一覧表のチェックリストっていうものを作っていらっしゃいましてですね、これはホテル事業者さんがチェックリストとして使う部分なんですけども、肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者についてどういう設備、例えば非常時の警報ランプをどう貸し出すとかですねそんなのも含めて記載がされてますので特に視覚障がいと聴覚障がいについてはこういう先進的な取り組みをされているところもありますのでこれを参考にですね、府としてどうやっていくべきかっていうことをご議論いただければなと思っているところでございます。確かに災害のときにどうするかっていうことは大事な視点だと思いますので、引き続き車いすを一般客室に入れるっていうことはそれだけ車いすの方がたくさん入られるということになりますので、そのときに災害の対応をどうするかっていう視点でもご議論いただければと思っております。以上でございます。

〇部会長

どうもありがとうございました。車いすの関係だけじゃなくてということで、先ほどの事務局のご回答よろしいでしょうか。

〇委員

確かに今ご説明していただいた通りで、今日の議論を見ますと、車いすの障がいの方が利用される場合の検討が主になっているだろうと思っています。聞こえない場合のバリアフリーをどうしていくのか、また、視覚障がいの方のバリアフリーをどうしていくのか、それぞれのところの議論もしていくのか。それを別々に検討していくのかそれとも一緒に検討していくのか、そのあたりの整理も必要だろうと思います。そのあたりもどういうふうにされていこうとしているのか、お話をいただきたいと思います。

〇事務局

当然一緒に検討できればなと思っています。それはハードだけではなくてソフト面も含めて、視覚障がい者、聴覚障がい者も含めて全体でご議論いただければなと思ってますので、よろしくお願いいたします。

〇委員

ずれた話なのかわからないんですけど、先ほどからも委員おっしゃってるようにここで車いすの使用者の方のホテル、旅館のバリアフリーについてっていうふうにものすごくおもう部分もあるのでそれは広いということは私達視覚障がい者にとっても都合のいい部分もあるし、逆に広すぎると視覚障がい者が場所が十分つかめないという状況もあるので、一概にホテル行ったときに、障がい者だからとバリアフリーだからとひとくくりで広い部屋に放り込まれても困るんで、先ほどもおっしゃってるようにそれぞれの障がい者の特徴があるわけですから、それに応じた部屋があるっていうのが本当は一番いいんですけど、事業者の都合によるとなかなかいろんなものにあわせるのは難しいなということもあったと思うんで私達の場合は物理的な部屋の広さやったりとか、そういうことも大事な部分もあるんですけども、ソフト的な、例えばサービス介助士っていう一般の資格がありますけれども、そういうサービス介助士という資格を持ってる人だったら少しは障がいを持つ人のことについての知識を持ってサービスをできるという。例えば鉄道ですと、大阪メトロとか阪神電車とかＪＲもそうですけれども、サービス介助士の資格を全職員に取らせるような方向でも言ってますしね、旅館ホテルでももちろん雇用されてるところもたくさんあるんだろうかもしれませんけれども、職員の何パーセントはサービス介助士の資格っていうのを持ってなければいけないとか持ってて欲しいとか、いうのもあるかなと思うのと、それから先ほどもソフトとかそういう商品っていうかな。そういうもので補うとおっしゃってましたけど、ホテルでよく僕らが実体験するのは部屋に入った。入ってしまったけれどもここの部屋から電話するのに何番にかけるとどこへ繋がるっていう案内の紙があってもこの紙が読めないのでね、フロントに電話しようにも大抵は何番か適当にまわしたら繋がるときもあるんやけれどもそこから分からないと。最初に聞いておけばわかるんだけれどもうっかり聞いてなければ分からないということもあったりするし、それからシャンプーリンスよくあります。これも一つのボトルがあって二つ三つボトルがあってどれがシャンプーなのかリンスなのか、これもわからない。でも、社会に出てみると薬局で売っているシャンプーリンスにはちゃんと印があるのにホテルに行くことでかえって不便な思いをするとかね、そういうことが結構あったりします。部屋の明るさは何ルクスだったらいいのかとかどのぐらいの明るさでなければならないとかいうことも視覚障がいだけじゃなくて、障害手帳持ってる人が障がい者だけではないんでねさっきももう皆さんも承知していると思いますが、高齢になってやむを得ず障がいを持たれてる方もおられるのでそういう方が手帳を持っていなくても目が見えにくくなった足が不自由になった車いすを使用している方もおられるのでね。これからそういう方々が多数旅行に行かれることになっていくと思うんでそういうことも含めてバリアフリーっていう事を考えていってもらいたいなというふうに思います。

〇部会長

どうもありがとうございました。三つ目にバリアフリー情報などどのように提供するかという話があったんですけども。先ほどのご意見いただきましたのは、例えば避難行動を円滑にするための安全な避難誘導のバリアフリーとか、あるいは情報としまして、建築的なものだけでなくて、そこにあるいろんなグッズとかいろんな設えですよね。あるいは細かいソフトのサービス、情報提供。こういったことをきめ細かくやって初めて魂の入った仏さんがあるという感じだと思うんですね。それはこの規定の中で条例あるいは基準の中でどこまで謳うのかという作業がまた必要になってくると思うんですけど、ぜひご意見いただきました内容について、配慮していくという方向でこの部会あるいは審議会の方に臨みたいなと思います。よろしいでしょうか。事務局から何かありましたらコメントいただきたいです。

〇事務局

いろいろなご意見ありがとうございました。福祉のまちづくり条例につきましては、先ほども少しご説明したんですけど建築確認と連動したような建築関係規定ということです。新築とか増築、改築ですね適合しているかどうかを確認して、適正は建築確認をおろすと、それでいって新築、増改築については担保できる部分っていうのはあると思います。ただおっしゃってるソフト部分とか備品の関係ですね、これについて建築確認のときにそこまで出すというのは非常に難しいなというふうに思っておりまして、そこは建築確認の時に検査するときにシャンプー置いとけとかそういうポッチがついてるやつを確認しないと使わせないというのはそこまではなかなか難しいと思いますので、そこは望ましいという普及啓発とかホテル事業者にお願いというような形での扱いになるのかなあというふうに思っておりますけれども、そういうハード部分で建築確認でできる部分についてはすると、それからもちろん全てが全てというのは難しいかもわからないんで、少し望ましい形でということで誘導基準にする部分と、それから備品関係とかそういう先ほどのサービスを介助士さんの人数何％以上とかいうのについては、少し何か啓発というふうな形とかでお願いベースでやっていくのかなというふうにちょっとイメージを持っておりますけれども、そういった方向で少し検討していきたいなというふうに思っている。

〇事務局

すいません今室長が申し上げた通りそういったソフト関係とか、今ガイドラインの方でも一部載せておりますので、そういったものをですね情報提供も含めて、記載を少し今日いただいた意見も踏まえて充実していきたいと考えております。情報提供につきましては、一定先ほど事務局から説明させていただいており観光庁の方で取り組みもされておりますのでそういったものを活用しながらですね、情報提供できるように考えていきたいと思っておりますので、参考資料2で今後のスケジュールというのを案で書かさせていただいておりまして、本日3月26日に論点整理という形でいただいた意見を整理させていただいて、次回日程調整をさせていただいて、最後に日にちの方またお伝えしようと思ってたんですが6月6日あたりにいただいた意見を踏まえた案を提示していきたいと考えているところでございます。

〇部会長

ありがとうございます。議論が3番目の論点のところまで行きましたので、だいたいまんべんなく行ったかと思うんですが最後に一言ご意見ありましたらどうぞ。

〇委員

15ページのところに検証した図というのが載ってるんですが、要はまっすぐ廊下を車いすで来てユニットバスの方に90度曲がるというふうな形で検証を12月19日に行ったということです。それで、8ページの方を見ていただければ、ユニットにコンパクトだと750、電動車いすは1000ミリの通路幅が必要というのは90度折れ曲がっていくっていうことのために必要となるということでこういうふうな数字になってるんでその次の9ページのところの高低差25ミリのところは一部の車いすで前輪が引っかかって出ることができるところはやっぱり90度曲がりながらだと、入って浴槽の中は排水のために少し段差とか傾斜がついてて下がってるので入るのは入るんだけど、出るときには段差上がってこないといけないんで特に左側の前輪の部分が傾きが大きかったのでちょっと出にくかったみたいなことがあるわけですね。これだけで見ると25ミリっていうところだけが引っかかってくるのかというふうにも読めるんですけど、やっぱりそうではなくて、その時の状況によってこういう数字が出てきたっていうことが大切なところなんで、最初部会長１センチ２センチが大切になるっていうことをおっしゃったと思うんですが、細かく決めていくときは、さらにやはり厳密なところはまた検証とかをしていただきたいなっていうように思いました。それが2番に関してです。3番に関してのバリアフリー情報のところなんですが2ページですね。一つ目に書いてるのと二つ目に書いているホテルと当事者の方とちょっと意見が違うんですがやっぱり通路幅とか転回ができるかどうかいうところがやっぱり非常に大切になってくるのでどうしても事前にそのことを押さえてからじゃないと予約ってやっぱできない。二つ目は車いすでも予約できますよって書いてるんだけどそこを聞くまでに3ヶ所も4ヶ所も予約するかっていったらそういうわけにはいかないので、やはり事前の情報、いくつかのポイントだと思うんですが、そういうのを外からでもすっとわかりやすいような形にしておいてもらうだけで使えるところっていうのがより選択できたりするのでそういった情報を一元的に開示してどっかで集めたりできないかということは思うところです。以上です。

〇部会長

2番のところなんか特にそうですがいろいろヒアリングとか調査していただいて、いろんなこうなっているという状況整理していただいてるんですけど、結論としてじゃあどうしたらいいんですかいう場合の前提条件とかですね。この場合はこうだからこうなってるということが基準を見た人が正確に正しく判断できるようなものにしないと、形だけ何センチだけとかが1人歩きして、これさえやっておけばいいという形になるとまた新たな課題も出てくるんじゃないかなという気がするので、これも引き続きこの部会の最終ターゲット、どうまとめていくのかというあたりの大きな課題ではないかなというふうにちょっと感じております。だから今日で全て議論が尽きるんじゃなくて、先ほどスケジュールの話ありましたけども、今日は論点の整理とか方向性の確認というふうにお聞きしましたので、その方向性でもって、次回、案の提示ということ具体的にどうまとめるかということを議論したいなと思います。よろしいでしょうか。そうしましたら、だいたい意見いただいたということで、この議題1の方を終わりたいと思います。議題2の方で議題の報告事項があります。バリアフリー基本構想の推進ということで、事務局からお願いします。

〇バリアフリー基本構想等の推進について（府より参考資料３・４を説明）

〇部会長

ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたバリアフリー基本構想等の推進についての内容ですけども、ご質問ご意見ございますでしょうか。

〇委員

いろいろご意見も取り入れていただきましてどうもありがとうございました。ただやはりこの基本構想それからマスタープランを策定した後のチェックということでやっぱり大切になってきますんで、市町村に対して定期的なチェックをするようにということをやっぱり大阪府からも策定だけじゃなくその後のことも働きかけをお願いしたいということを再度お願いしたいと思います。それからもう一つ。やはりまだ基本構想策定しているのでマスタープランはもういいや、いらないんだっていうふうに思っている市町村がまだありますので、そうじゃなくてマスタープランを策定するメリットがあるっていうこともしっかり市町村の方に伝えていっていただいて基本構想にとどまらずですね、多くの市町村がマスタープランを作っていくということを目指して、大阪府としても働きかけていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇事務局

今委員からいただいた通り、まずマスタープランや基本構想等の作成見直しの方、市町村に働きかけていきたいと考えておりますので、意見の中でもありましたとおりチェックといいますか作ったり見直ししただけではなくて、その後協議会等においてですね、継続的にチェックできるような体制ができるように、市町村の方に働きかけていきたいと思っております。以上でございます。

〇部会長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

〇委員

今資料も見せていただきまして、バリアフリーマップの公表をしてるのは5市あるということで、どこの市かここに書いてあったんですけど、くださいと言ったらいただけるものなんですか。どなたにも。

〇事務局

インターネットの方で公表はされておりますのでそちらでまず見れると思います。紙でのお渡しをしているかどうか確認はさせていただいてないんですけど、本編の方の7ページのところに市町村名載せておりますので、まずちょっとインターネットの方で見ていただきたいと思っております。

〇部会長

どうもありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〇委員

ちょっといつも思うことなんですけど、駅のバリアフリーって考えたときの駅っていったいどこからどこまでなのっていうのがいつも気になりまして、鉄道事業者さんが思っている駅の範囲なのかもう少しやはりそれを周囲まで広げていただいて、駅周辺もある程度含んでの駅というふうな捉え方のバリアフリー推進をお願いしたいなというふうに考えています。

〇事務局

ありがとうございます。今回作成させていただいた基本構想の作成促進指針の方でございますが、これは駅だけではなくてですね、だいたい大阪府の場合は鉄道網が発達しているということで駅を中心とした基本構想の作成をいただいているところでございますが、駅だけではなくて、駅を中心としてその周辺の地域も含めたバリアフリー化ということで駅から例えば生活関連施設ということで商業施設なり役所なりまでのそのルートをバリアフリー化していくですとか、その建物自体もバリアフリー化していくとか、そういったものを基本構想の中で位置づけをしていただいてバリアフリー化を図っていただいておりますので、そういった駅を中心としたまち全体のバリアフリー化ということで考えていただいたら結構だと思っております。

〇部会長

ありがとうございます。おそらく近い将来どんどん駅を中心という話ですから駅自身がかなり変わってくるんじゃないかな。今の駅中施設とかですね、結構商業施設系とか文化施設であるとか、あるいは行政のそういった事務所が出てきていたりですね、多機能になってきてますよね。ということは乗降客数だけじゃなくて、もっと違うお客さんの数が大事なファクターになってくるように思うので、駅周辺だけでなく駅中も含めたもっと密度の高いバリアフリーがこれから要るのかなという私自身はちょっと感じてますので、これは今ここで議論するだけでなくて、国全体で法律がありますので、そういうものと絡めて駅とは何かいうことの絡みが出てくるんじゃないかと思っております。ほかにございますでしょうか。

〇委員

先ほどの観光庁のマニュアルのところにも肢体不自由とか視覚障がい、聴覚障がいっていうことでも、いわゆるチェックリストがあるんですが知的障がい、発達障がいの方のですね、そういうバリアフリーといいますか合理的配慮といいますかそういうものがなかなかないという。ニーズとしてはものすごくありましていろいろまず支援が必要な配慮が必要だということだと思います。実は、図書館を舞台にしまして3年間調査研究をやってきまして、図書館における知的障がい者の利用でどういうふうな項目があるのかというのは主にソフト面なんですが、図書館はですね車いすとか視覚障がいの方に対してハードの配慮はたくさんあるんですけども。知的障がいや発達障がいは、配慮はもう本当にソフト面だとねずっと調査研究をしてきてついこないだ報告書をまとめたところなんですけども、いくつか具体的にあったんで紹介させていただきたいと思います。一つはですねやはり案内表示あるいは案内パンフレット、これがなかなか分かりにくいですね。ルビ振っていただいたりイラスト入れていただいたりとかが必要ではないかと思います。それから二つ目がカウンターとかでの接遇対応。なかなか通り一遍の説明、対応されても分かりにくい理解できないということで、そこは相手に合わせたですね説明をしていただきたい。それから三つ目が分かりやすい情報提供ということで、字幕や音声映像もあるんですけどもそれもですね字幕だけではなくてルビを振ったり分かち書きをしたり映像も入れて解説を入れてもあわせていただくということが必要だということです。四つ目がやはり新しく利用すると思うとその利用に対いて説明したビデオとかスライドが欲しいなと。これは多分ホテル旅館でもそうだと思いますね。それを利用する際の紹介ビデオとかスライドとかがほしいなということだと思います。さらに先ほどサービス介助士の話がありましたけれども、そういうことを利用する利用者等の図書館を舞台に研究しましたんで朗読のサービスがあったりするわけですけれども、単に朗読サービスだけじゃなくってそれの意味を一緒に教えてもらえるようなそういうサポーター的なものが知的障がい、発達障がいには必要ということでそういう利用サポーターですね。さらには体験ツアー体験モニター、モニターツアーといいますかね。そういったものがないとなかなかハードルが高くて利用できないというこれはホテルも旅館も一緒だと思いますね。個人で利用する人に対してそういう体験ツアーとかモニターツアーみたいなものを用意していただく。さらに音とか振動とか光とか匂いに非常に過敏な方がおられましてですね、情報提供でそういう音とか振動とか匂いがありますよということも含めて情報提供をしていただきたいなと思います。図書館を舞台に3年間調査研究したときの知的障がい者、発達障がい者向けなんですけども、これは多分ホテルでも旅館でも使えるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ一緒に検討していただけたらと思います。以上です。

〇部会長

どうもありがとうございます。大変重要なヒントをたくさんいただきましたので、ぜひその中で反映していきたいと思いますが。事務局から何かありますか。

〇事務局

どうもありがとうございます。大阪の方でも微力ではございますが、条例ガイドラインの方でわかりやすい条例ガイドラインという形で作成をさせていただいておりまして、そういった発達障がいの方等を対象にさせていただいたものを作っております。今回いただいたホテル等のところについてもまた充実させていただいたら、そういったところも含めてガイドラインの方を充実していってですね、また普及啓発していきたいと考えております。ありがとうございます。

〇部会長

ありがとうございます。この件に関してはいろんな団体とか組織で研究したり取り組んでいる事例があったり、あるいは説明するガイドライン、パンフレット、既存の資料もたくさん出てると思うんですけれどもそれらを俯瞰しまして、あるべきまとめをですね、この部会の中でもやってだせるものはどんどん出していくという形がいるかと思います。どうぞよろしくお願いします。ほかにございますでしょうか。はい特にないようですので、議題の１番と２番終わりましたので閉じたいと思います。